

秋田県スポーツ少年団登録規程内規

第1条 この内規は、秋田県スポーツ少年団登録規程第3条第1項および第5項に関する事項について定める。

第2条 秋田県スポーツ少年団登録規程第3条第1項に関して次の通りとする。

- 1 単位スポーツ少年団の団員数が、やむを得ない理由により第3条1項に定める人数に満たない場合は、秋田県スポーツ少年団の判断により、団の登録を認める場合がある。
- 2 更新登録単位スポーツ少年団の指導者数または有資格指導者数が、やむを得ない理由により第3条第1項に定める人数に満たない場合、1名の有資格指導者を配置する責任を負うものとする。なお、原則として本措置は2年間継続することはできない。

第3条 秋田県スポーツ少年団登録規程第3条第5項に関して次の通りとする。

- 1 秋田県スポーツ少年団への登録料は、団員1名600円（日本スポーツ少年団へ300円、秋田県スポーツ少年団へ300円）とする。
- 2 秋田県スポーツ少年団への登録料は、指導者1名1,300円（日本スポーツ少年団へ700円、秋田県スポーツ少年団へ600円）とする。
- 3 秋田県スポーツ少年団への登録料は、役員1名1,300円（日本スポーツ少年団へ700円、秋田県スポーツ少年団へ600円）とする。
- 4 秋田県スポーツ少年団の認定員受講者1名の受講登録料は1,000円とする。

附 則 1 この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 2 第2条1項、2項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 3 第2条1項、2項、3項、4項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 4 第1条、第2条1項、2項、第3条1項、2項、3項、4項は、平成27年4月1日から施行する。